

平成 29 年 10 月 6 日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

経済産業省産業保安監督部等による北九州事業対象地域における高濃度 PCB 含有
電気工作物の早期処分に向けた取組について

(1) 委託契約手続の早期着手に係る周知

使用中の高濃度 PCB 含有電気工作物（変圧器、電力用コンデンサー、遮断器などの 12 種類）については、電気事業法において、その廃止の期限の日を設定しているが、当該廃止の期限の日は、PCB 特措法における廃変圧器等¹の廃棄の期限の日と同じ日となっている。また、PCB 特措法では、廃変圧器等の所有者に対し、それが電気工作物であったかどうかにかかわらず、廃止及び廃棄の期限の日までに、当該廃変圧器等を自ら処分又は他人に処分を委託することを義務づけている。具体的には、廃変圧器等の所有者は、上記期限の日までに、JESCO との間で処理契約を締結することが必要となっている。

契約手続を完了させるためには、概ね 3 か月程度を要することから、北九州事業対象地域における高濃度 PCB 含有電気工作物の廃止及び廃棄の期限（一年延長の特例期間の場合を除く。）が平成 30 年 3 月 31 日であることを踏まえると、北九州事業対象地域において PCB 特措法上の義務を履行するためには、PCB 廃棄物処理基本計画の趣旨を踏まえ、又、処分期間内の JESCO の処理量の平準化に配慮するため、できる限り早く、遅くとも平成 29 年 11 月末までに JESCO に対する手続に着手することが必要である。

そこで、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、九州産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所（以下「4 監督部等」という。）では、PCB 特措法上の義務履行に向け、遅くとも平成 29 年 11 月末までに JESCO に対する手続に着手するよう、高濃度 PCB 含有電気工作物の設置者（当該電気工作物の廃止後は、廃変圧器等の所有者となる）に対して働きかけを行っているところ。

具体的には、平成 29 年 6 月末までに 4 監督部等に提出された高濃度 PCB 含有電気工作物管理状況届出書のとりまとめを実施しており、未提出の設置者に対して督促するとともに、高濃度 PCB 含有電気工作物設置者のうち、既に JESCO との処理契約の実績がある等計画的に処理を進めている者以外の者に対して、遅くとも平成 29 年 11 月末までに JESCO に対する手続に着手するよう、通知等により働きかけを行っている。併せて、4 監督部等の窓口、電気安全セミナーや電気主任技術者会議等においても周知を行っている。

(2) 管理状況届出の内容に応じた指導

PCB 特措法上の義務履行のためには、現在使用されている高濃度 PCB 含有電気工作物が法令の期限までに廃止されることが前提となる。そこで、4 監督部等において、平成 29 年 6

¹ 変圧器、コンデンサーその他の電気使用機械器具（蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器を除くものとし、環境省令で定める基準に該当するものに限る。）が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったもの

月末までに提出された高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書に記載の廃止予定年月等を審査し、法令の期限までに廃止されるものとなっているかどうかを確認した。

確認の結果、法令の期限を過ぎた年月を記入している場合や廃止予定年月が不明なものにあっては、期限までに廃止を行う計画に変更するよう、指導を実施している。また、既にJESCOとの処理契約の実績がある等計画的に処理を進めている者である場合には、JESCOとの特例期間適用の処分契約書の写し（又は特例処分期限日までに処分委託することを約する書類の写し）を添付するよう指導を行っている。

また、高濃度PCB含有電気工作物の設置等届出が行われているにもかかわらず、管理状況届出書が提出されていない設置者に対しては、都道府県市や地方環境事務所と連携し、電気事業法届出情報と自治体保有情報の突合等により、平成29年11月末を目処に必要な指導を実施しているところ。

（3）高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認に係る指導

上記（1）との関係から、北九州事業対象地域においては遅くとも平成29年11月末までに、電気事業法による高濃度PCB含有電気工作物の掘り起こしが確実に行われ、設置者がJESCOに対する手続きに着手できるよう、4監督部等は、随時電気保安関係者又は自家用電気工作物設置者から電気主任技術者による高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認の進捗状況を聞き取り、必要な指導を行っている。

（4）設置者への指導等に係る都道府県市、地方環境事務所、JESCOとの連携

4監督部等は、電気関係報告規則に基づくPCB含有電気工作物廃止届出を窓口にて受け付けた際は、設置者に対して、PCB特措法に基づき、次年度4～6月にPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出を都道府県市へ提出するようアドバイスを行うとともに、廃止した高濃度PCB含有電気工作物についてJESCOへの機器登録が完了していない場合にあっては、早期にJESCOへ機器登録を行うようアドバイスを行っている。

また、電気関係報告規則に基づくPCB含有電気工作物設置等届出のない事業場においてPCB含有電気工作物が使用されていることについて、都道府県市や地方環境事務所から情報提供があった場合には、口頭指導、立入調査、報告徴収又は立入検査等により設置者に対し、速やかに適切な手続及び計画的な処理を実施するよう指導を行っている。（平成29年7月以降、4監督部等において都道府県市からの情報提供等により、設置者に対する口頭指導に加え、立入検査等を16件実施し、必要な指導を行った。）